

判決年月日	平成24年9月13日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年(行ケ)10002号		

○「Kawasaki」の欧文字がエーリアルブラックの書体に似た極太の書体で書かれた本願商標(指定商品は第25類「被服, ベルト, 帽子, 手袋, ネクタイ, エプロン」)は, 商標法3条1項3号, 4号に該当しない, 仮に, 商標法3条1項3号又は4号に該当する商標であったとしても, 同条2項の要件を充足すると判断され, 審決が取り消された事例

(関連条文) 商標法3条1項3号, 4号, 同条2項

1 本件は, 原告が, 下記の構成からなり, 第25類「被服, ベルト, 帽子, 手袋, ネクタイ, エプロン」を指定商品とする本願商標を登録出願したが, 拒絶査定を受けたので, これに対する不服の審判を請求したところ, 特許庁が, 平成23年11月15日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をしたため, その審決取消を求めた事案である。

Kawasaki

審決は, ①本願商標は商標法3条1項3号に該当する, ②本願商標は商標法3条1項4号に該当する, ③申立人(原告)の提出に係る証拠のみをもってしては, 本願商標が請求人の業務に係るアパレル関連の商品を表示する商標として, 我が国における取引者, 需要者の間に広く認識され, 自他商品の識別力を獲得したものということとはできない旨判断した。

2 裁判所の判断

裁判所は, 概要, 以下のとおり判示して審決を取り消した。

(1) 商標法3条1項3号該当性判断の誤りについて

本願商標が指定商品に使用されたとしても, 需要者又は取引者において一般的に地名である神奈川県川崎市を想起するとはいえ, 当該指定商品が同市において生産され又は販売されているであろうと一般に認識することもない。

したがって, 本願商標は, 指定商品に使用された場合, 商品の産地, 販売地その他の特性を表示記述する標章であって, 取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものとはいえ, 自他商品識別力を欠く商標としてその機能を果たし得ないものであるとはいえ, 本願商標が商標法3条1項3号に該当するとの被告の主張は採用できない。

(2) 商標法3条1項4号該当性判断の誤りについて

本願商標は, ありふれた氏を「普通に用いられる方法で表示する」ものではないと解すべきである。

したがって, 本願商標が商標法3条1項4号に該当するとの被告の主張は採用できない。

(3) 商標法3条2項該当性判断の誤りについて

仮に、商標法3条1項3号又は4号に該当する商標であったとしても、同条2項の要件を充足し、商標登録を受けることができるかについて、念のため検討する。

登録出願に係る商標が、特定の者の業務に係る商品又は役務について長年使用された結果、当該商標が、その者の業務に係る商品又は役務に関連して出所表示機能をもつに至った場合には、同条2項に該当すると解される。そして、同項の趣旨からすると、当該商標が長年使用された商品又は役務と当該商標の指定商品又は指定役務が異なる場合に、当該商標が指定商品又は指定役務について使用されてもなお出所表示機能を有すると認められるときは、同項該当性は否定されないと解すべきである。

本件について、被告は、本願商標と実際に使用している商標の同一性が認められること、本願商標の指定商品が、使用に係る商標の商品（アパレル関連の商品）と同一であること、及び、本願商標が「バイク関連」のブランドとして著名性を有することは争わない。

また、証拠及び弁論の全趣旨から認定される事実を総合すると、原告が、本願商標を長年にわたってバイク関係やその他の多様な事業活動で使用した結果、審決時までに、本願商標は著名性を得て、バイク関係はもとより、それ以外の幅広い分野で使用された場合にも自他商品識別力を有するようになったといえる。そして、原告の子会社を通じて、本願商標を使用したアパレル関連の商品が長年販売されていることから、本願商標をアパレル関連の商品で使用された場合にも自他商品識別力を有すると認めるのが相当である。

すなわち、審決時において、原告が本願商標を指定商品に使用した場合にも、取引者・需要者において何人の業務に係る商品であるかを認識することができ、本願商標は出所表示機能を有すると認められる。

したがって、本願商標は、商標法3条2項に該当するものというべきである。